

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第34号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月17日 03時50分ごろ	
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港の東方12海里付近 (概位 北緯40°55.5′ 東経141°39.4′)	
事故等調査の経過	平成23年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第二十八^{ちようえい}長榮丸、19トン AM2-7008（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第十八^{りようえい}漁榮丸、14.98トン AM2-6111（漁船登録番号）、有限会社佐美漁業</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷中央外板に亀裂、いか釣り機が損壊</p> <p>B 左舷船首部外板に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、むつ小川原港東方沖において、パラシュート型シーアンカーを投入し、船首を南西方へ向けていか一本釣り漁の操業を行っていた。</p> <p>B船は、船長Bほか5人が乗り組み、青森県六ヶ所村^{とまり}泊 東方沖の漁場へ向けて北進していた。</p> <p>船長Aは、平成22年11月17日03時20分ごろレーダーにより北進しているB船ほか1隻の映像を認めたが、1隻がA船の船首方を通過したので、B船もA船を避けて航行するものと思い、B船の進路を確認せずに操業を続け、至近に迫るB船を認めたもののどうすることもできず、03時50分ごろA船の左舷中央部とB船の左舷船首部が衝突した。</p> <p>A船は、自力で青森県六ヶ所村白糠漁港焼山地区へ帰港し、B船は、A船を同漁港付近まで伴走した後、漁場へ向かった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>なし</p> <p>A船は漂泊中、B船は北進中、むつ小川原港東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船のレーダー映像を認めていたが、B船がA船を避けて航行するものと思込み、適切な見張りを行っていなかったことから、B船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>

	<p>B船は、A船に向けて航行していたものと考えられるが、船長Bから情報が得られなかったため、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、むつ小川原港東方沖において、A船が漂泊中、B船が北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>